

## 社会福祉法人みらい役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みらい（以下「法人」という）の役員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定で役員等とは、法人の理事、監事および評議員をいう。

### (理事会等への出席報酬)

第3条 役員等が理事会に出席したとき、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
3. 理事会等への出席報酬年総額の限度額は別表4のとおりとする。

### (理事の報酬)

第4条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する保育サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が、理事会以外の日において、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第6条 役員が、法人の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

### (適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年10月1日改正

平成25年12月22日改正

平成27年3月17日改正

平成29年4月1日改正

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬	10,000円	

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等	10,000円	2,000円

別表3 (第6条関係)

名 称	報酬1日	実費弁償費
報酬及び旅費	20,000円	実費(運賃、宿泊)

別表4 (第3条関係)

区 分	人 数	年総額(最高限度額)
理 事	6 人	30万円以内
監 事	2 人	10万円以内
評議員	4 人	21万円以内